



大災害時の報道の在り方 災害廃棄物(ごみ)を円滑に処理するために

やすとみ まこと
神戸学院大学 現代社会部 社会防災学科 教授 安富 信

大災害が発生するたびに被災地の道路脇にうず高く積もるごみがテレビなどに写し出される。「発生から10日目、被災地にはこのように災害ごみが処理されずに残っています。解消の目途は立っていません」とアナウンサーが声高に叫ぶ。視聴者は「行政は何をしているのか」と思う。2024年元日の能登半島大地震でも同様の報道が発生から2週間を過ぎたところからごみ報道が目立ってきた。あるテレビ局は「30年分のごみが出ています」と言った。どうすれば、この悪循環から抜け出せるのか?考えてみたい。

災害報道とは

災害報道の課題が指摘されたのは、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災である。神戸を中心とした阪神間は未曾有の大地震に見舞われた。住民や行政はもちろんのこと、関西のマスコミにとっても初めて体験する大災害だった。

この大災害を報道する姿勢は、手当たり次第、目に付いたモノから片端からテレビで流し、新聞に書いた。上空からヘリコプターで被災地を映し出したがその爆音が生き埋めになった人の命を懸命に救おうと活動している自衛隊や消防士、警察官、近隣の住民の邪魔となったと批判された。集团的過熱取材(メディアスクラム)、避難所への心ない取材、行政職員への集中的取材などが大きな問題となった。

ヘリコプター取材(写真1)は、阪神・淡路大震災以後も各地の水害被災地などでたび

たび指摘された。その後、各テレビ局では、高性能のカメラ付きのヘリコプターを開発・購入し、爆音の被害の低減を図っているが、新聞各社ではあまり改善されていないのが現状だ。

研究者等からは、欧米などで導入されている、発災時から数時間は被災地や大事故現場などの上空にヘリコプターを飛ばさない「サイレントタイム方式」を提言しているが、実現には至っていない。ドローンを活用することも検討されているが、法的な整備が待たれる。

メディアスクラムや避難所取材の課



写真1 ヘリコプターから撮影された神戸の街¹⁾

題は、被災者側からの強い拒否反応があり、近年では、避難所取材は「原則お断り」とされ、メディアスクラムを回避するケースも目立っている。要するに、マスコミ側がひと時に多くの人員を割いて取材する物量作戦や、被災者の心を考慮しない取材は、近年ほとんどの被災地で拒絶されている状況だ。もちろん、マスコミ側もこうした取材の課題を解消しようと、勉強会を開いたり、研修したりするようになっているが、リストラが進むマスコミ業界において、少ない取材人数の中で、リテラシーを高めることが非常に難しくなっているのが現実だ。

もう一つ災害報道の課題として上げられているのは、被害報道中心から災害の備えとしての報道や、被害を声高に訴えるだけではなく、復旧や復興のための手立てを考えるリテラシーの高い報道が必要ではないか、ということである。要は、行政や住民の揚げ足取りをするような報道ではなく、どうすれば、この災害から立ち直ることが出来るのか?一日も早い復旧・復興のために、マスコミがどう役に立てるか?を考える姿勢である。

この視点に立ち阪神・淡路大震災の際に新聞各社が新たな取り組みとして始めたのが、「生活情報」の提供面である。前述したように、マスコミの本来の役割は被害情報や、被災者の苦境、悲しみなどを伝えることである。いわゆる中で起きていることを外、つまり神戸以外の日本全国、いや世界に向かって情報を発信することが主とされていた。



図1 被災者に必要な情報を提供する震災掲示板を新たに紙面に盛り込んだ
*図は、参考文献2)を基に加工

しかし、阪神・淡路大震災のように犠牲者が6,400人を超え、損壊・焼損した住家が約52万棟に上り、ピーク時には32万人近くが避難した大災害では、外に発信する情報に加えて、中にいる被災者への情報発信が必要となった。

新たな紙面として登場したのが、生活情報面である(図1)。読売新聞は「震災掲示板」、毎日新聞は「希望新聞」という名目で毎日、1ページから2ページの情報面を作った。断水している地区にいつ何時に給水車が来るのか?とか自衛隊の仮設風呂がいつあるのか?とか、安否情報なども掲載された。これ以前にはなかった面である。災害時

廃棄物の問題も、こうした生活情報直結の情報であるという視点で考えてみたい。

マスコミが災害廃棄物処理に貢献できる報道とは？

前述したように、阪神・淡路大震災以降、マスコミは大災害時において、単に被害状況や所謂行政の悪口を書くだけでなく、被害を最小限に抑える減災の考え方から、事前に大災害への備えの重要性を説く、あるいは発生後もどうすれば被害を拡大せずに犠牲者をこれ以上増やさないようにするのか、そのための報道が求められている。

災害廃棄物の処理においてもこうした姿勢は肝要だ。例えば、災害廃棄物を速やかに処理するためには、事前に住民に向けての啓発が必要だ。大規模災害が起きれば大量のごみが発生するために、自治体の中には複数の「仮置場」を事前に指定し、発災後は、分別して

廃棄するようにすることなどは、新聞やテレビ・ラジオでも特集記事やコラムのコーナーで、読者や視聴者にその大きさを報せることが出来る。例えば、道路にうず高く積まれているごみの山を映し出して非難することよりも、仮置場の映像をテレビで映して、粛々とごみの搬入が行われている映像を流すほうが、社会のためになるのは間違いない。そのためには、自治体職員も平素からマスコミ各社に呼びかけて、仮置場の場所や分別処理の仕方などを理解してもらうことが重要だ。しかし、今の日本でそんなことをしている自治体はほとんどない。

図2は、環境省が自治体向けに作成した災害廃棄物処理のイメージ図だが、こうしたわかりやすい絵は、一般住民にとっても理解しやすい。これをマスコミの記者たちに示すことで、住民に事前に知らせて理解を深めてもらう取り組みも必要ではないか。

また、環境省では、災害廃棄物対策情報サイトを作り、さまざまな取り組みを紹介している。その中で、「自治体の災害廃棄物対策の推進に向けて」⁴⁾の項目では、全国のモデル事業に指定された取り組みも紹介さ

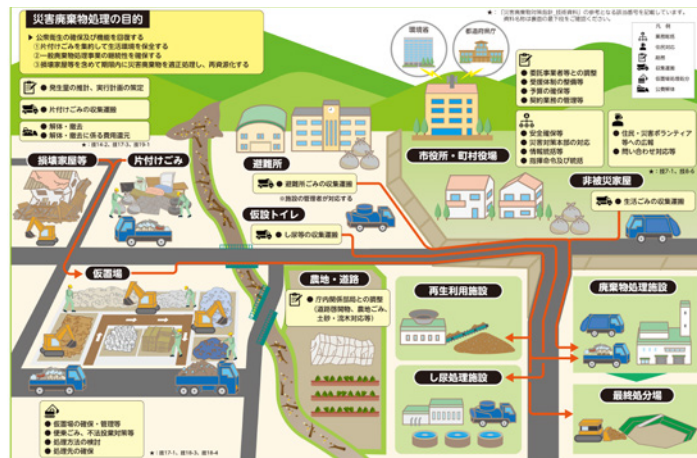


図2 環境省が作成した自治体向けの災害廃棄物処理のイメージ図³⁾

対象2市(泉佐野市、茨木市)における自治会等の住民と連携し、発災時における片付けごみ等の搬出マニュアルの作成支援を実施した。

対象2市の災害廃棄物担当等の行政職員と、自治会等の住民を交えたワーキング会議を開催した。

実施日	対象	実施内容
第1回 令和2年10月21日(水) 13:30~15:40	行政職員 (環境衛生課、自治体課、地域共生推進課、社会福祉協議会) 清潔事業者	1. 基礎講座 「災害時における片付けごみの処理」(環境省 近畿地方環境事務所) 講演2「災害時の廃棄物処理について」(大阪府 環境農林水産部 環境型社会推進課 資源課) 2. ワークショップ 発災後のごみ対応における課題を想定し、①住民の方に対しては、②マニュアルに載っていない情報、③各居の意見交換結果を共有、意見交換
第2回 令和2年11月1日(日) 14:00~15:30	住民(自主防災組織連絡協議会会長、1地区の自主防災会等の会長)	1. 基礎講座 「災害によって発生するごみの基本と市民に期待されること」(国立研究開発法人国立環境研究所 特別研究員 森村) 2. ワークショップ 発災後のごみ出しについて発生する問題(燃えること、腐むこと、わからないこと)を想定し、①ごみ出しのルール、②ごみ出しの場所、③ごみ出しの量、④ごみ出しの頻度、⑤ごみ出しの回数、⑥ごみ出しの回数、⑦ごみ出しの回数、⑧ごみ出しの回数、⑨ごみ出しの回数、⑩ごみ出しの回数、⑪ごみ出しの回数、⑫ごみ出しの回数、⑬ごみ出しの回数、⑭ごみ出しの回数、⑮ごみ出しの回数、⑯ごみ出しの回数、⑰ごみ出しの回数、⑱ごみ出しの回数、⑲ごみ出しの回数、⑳ごみ出しの回数、㉑ごみ出しの回数、㉒ごみ出しの回数、㉓ごみ出しの回数、㉔ごみ出しの回数、㉕ごみ出しの回数、㉖ごみ出しの回数、㉗ごみ出しの回数、㉘ごみ出しの回数、㉙ごみ出しの回数、㉚ごみ出しの回数、㉛ごみ出しの回数、㉜ごみ出しの回数、㉝ごみ出しの回数、㉞ごみ出しの回数、㉟ごみ出しの回数、㊱ごみ出しの回数、㊲ごみ出しの回数、㊳ごみ出しの回数、㊴ごみ出しの回数、㊵ごみ出しの回数、㊶ごみ出しの回数、㊷ごみ出しの回数、㊸ごみ出しの回数、㊹ごみ出しの回数、㊺ごみ出しの回数、㊻ごみ出しの回数、㊼ごみ出しの回数、㊽ごみ出しの回数、㊾ごみ出しの回数、㊿ごみ出しの回数
第3回 令和2年1月21日(水) 13:30~15:30	行政職員 (環境衛生課、自治体課、地域共生推進課、社会福祉協議会)	1. ワークショップ マニュアル(案)を用い、①構成や表れについて検討、②各居の意見交換結果を共有、③全体方針について意見交換

実施日	対象	実施内容
第1回 令和2年12月19日(土) 19:00~21:00	茨木市西河原地区の住民	1. 基礎講座 講演1「茨木市の災害リスクと対策」(茨木市 総務部 危機管理課) 講演2「災害によって発生するごみの基本と市民に期待されること」(環境省 近畿地方環境事務所) 2. ワークショップ ①災害時に発生するごみに関するクイズ、②片付けごみを出すときの課題(燃えること、腐むこと、わからないこと)、③どうすれば解決できるかについて意見交換
第2回 令和2年12月26日(土) 14:00~16:00	茨木市西河原地区の住民	1. ワークショップ 作成中のマニュアル(案)を参考にし、①どのような片付けごみが出てくるか想定、②想定から発生するごみの種類・量を想定、③集積所の設置場所を想定、④ごみ出しのルール、⑤ごみ出しの場所、⑥ごみ出しの量、⑦ごみ出しの回数、⑧ごみ出しの回数、⑨ごみ出しの回数、⑩ごみ出しの回数、⑪ごみ出しの回数、⑫ごみ出しの回数、⑬ごみ出しの回数、⑭ごみ出しの回数、⑮ごみ出しの回数、⑯ごみ出しの回数、⑰ごみ出しの回数、⑱ごみ出しの回数、⑲ごみ出しの回数、⑳ごみ出しの回数、㉑ごみ出しの回数、㉒ごみ出しの回数、㉓ごみ出しの回数、㉔ごみ出しの回数、㉕ごみ出しの回数、㉖ごみ出しの回数、㉗ごみ出しの回数、㉘ごみ出しの回数、㉙ごみ出しの回数、㉚ごみ出しの回数、㉛ごみ出しの回数、㉜ごみ出しの回数、㉝ごみ出しの回数、㉞ごみ出しの回数、㉟ごみ出しの回数、㊱ごみ出しの回数、㊲ごみ出しの回数、㊳ごみ出しの回数、㊴ごみ出しの回数、㊵ごみ出しの回数、㊶ごみ出しの回数、㊷ごみ出しの回数、㊸ごみ出しの回数、㊹ごみ出しの回数、㊺ごみ出しの回数、㊻ごみ出しの回数、㊼ごみ出しの回数、㊽ごみ出しの回数、㊾ごみ出しの回数、㊿ごみ出しの回数

和歌山県と連携して、ボランティア向け研修会を実施した。かつらぎ町及び新宮市と連携して、住民向け基礎講座や研修会のための資料作成を実施した。

和歌山県と連携し、ボランティアに対し災害廃棄物処理の基礎講座及び被災時に困ること等について意見交換を実施した。かつらぎ町及び新宮市と連携して、被災時における片付けごみ等の搬出マニュアルの作成支援を実施した。

また、新宮市において開催予定だった、住民向け上流官に必要な資料作成を行い、各対象市へ配布し自己学習をしていただき、災害時に備え、片付けごみ等の搬出マニュアルの作成支援を実施した。

実施日	対象	実施内容
令和2年10月31日(土) 10:30~15:30	和歌山県ボランティア登録者	1. 研修会 講演1「災害廃棄物処理対応の概要」(環境省 近畿地方環境事務所) 講演2「和歌山県災害廃棄物処理計画について」(和歌山県 環境生活部 環境政策推進課 社会推進課) 2. ワークショップ ①基礎講座「社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会」 ②ごみ出し作業をする上での課題・困りごとの対応(個人だとなかなかのこと、わからないこと、どうすれば解決できるか) 3. 講師「神戸大学 准教授 田嶋亮介」

【模擬訓練概要】

- ▶ 日時: 令和3年1月16日(土) ⇒ 延期 令和3年2月21日(日) ※緊急事態宣言延長のため中止
- ▶ 開催場所: かつらぎ町新緑地区 ※緊急事態宣言延長のため中止
- ▶ 参加対象: 新緑地区住民(13名等)、かつらぎ町、和歌山県、ボランティア等
- ▶ 実施内容: 住民の方、自宅から集積所まで、事前に届いた片付けごみを出し、かつらぎ町災害廃棄物担当職員が、集積所の設置から廃棄物の受け入れまでのシミュレーションを実施する。
- ▶ 期待する効果: 片付けごみの分別搬入の重要性を認識、住民の方の片付けごみ搬出の経験を得、災害廃棄物に関する基礎知識の習得(集積所の分別等)、関係団体を含む関係者との交流・意見交換

【新宮市 住民向け研修概要】

- ▶ 日時: 令和2年12月16日(水) ⇒ 緊急事態宣言延長のため中止
- ▶ 参加対象: 新宮市王子権現緑地の方(住民)
- ▶ 実施内容: 住民に対し災害時のごみに関するクイズ及びアンケートを配布、アンケートは自己回収、災害廃棄物に関する基礎知識資料を配布(国立研究開発法人国立環境研究所 提供資料)
- ▶ 期待する効果: 災害廃棄物に関する基礎知識の習得(集積所の分別等)、災害廃棄物搬出マニュアルへの反映

図3 災害廃棄物処理対策モデル事業⁴⁾

れており、こうした取り組みをマスコミが積極的に取材して、住民の理解を深める努力も必要だろう。

この事例(図3)を読むと、住民主体の取り組みを強調しており、実際に住民を巻き込んだワークショップや訓練などを行っている点で極めて有益であるとわかる。後述するが、ボランティアの協力を仰いでいる点などでも有益で、マスコミ各社はぜひ、こうした取り組みを取材してほしいものである。

そして、マスコミを利用した研究者の取り組みの顕著な例が令和2年(2020)7月初旬、熊本県人吉市で起きた豪雨災害でみられた。

7月2日頃から降り出した大雨で人吉市は大きな被害を受けた。当然、災害廃棄物の発生量は膨大なもので、同市は対応に追われた。発生から1週間が過ぎた7月10日夜の熊本県民テレビのニュースで「災害廃棄物処理 全国初の取り組みとは? 専門家と現地へ」と題し、約5分間放送された。

専門家とは、浅利美鈴・総合地球環境学研究所教授(当時京都大学大学院地球環境学准教授)である。現地入りしていた浅利准教授から、筆者に電話が入ったのが前日。「熊



写真2 人吉市の仮置場搬入に長蛇の列 撮影：浅利美鈴

本人吉に現地調査で入っているが、どなたかマスコミ関係者を知らないか」と言う。たまたま、筆者の読売新聞大阪本社時代の後輩が当時、熊本県民テレビに出向し、報道局長に就任していたので、紹介した。報道局長も「水害から1週間くらい経ち、ちょうどいい」と応じてくれた。そして、浅利准教授が現地レポーターとしてニュースに登場した。

もちろん、この時点で人吉市でも、道路脇に災害ごみがうず高く積もっているのは、他市と同様だった。さらに、ごみを仮置場に搬入する車の渋滞が取り上げられたのだが(写真2)、その後が違った。仮置場での搬入に際して、複数の廃棄物を仮置場で分別処理するのに、人の手でやっているために、処理に時間がかかり、そのために搬入に来た車の大渋滞が起こるのだが、人吉市では、単品で搬入に来た車に関しては図4のように、ファスト(優先)レーンを設けて、スムーズに搬入できるようにした。それを浅利准教授

が現地レポーターに扮してローカルニュースで住民に呼びかけた。もちろん、多分に属人的で稀なケースではあるが、筆者は、こうした姿勢の災害廃棄物は住民への啓発になるとともに、建設的な生活情報の

提供という意味でも素晴らしいと感じた。

災害廃棄物処理にボランティアの力を

わが国でボランティア元年といわれたのが1995年1月17日の阪神・淡路大震災。それまでボランティアといえば、「高邁な人助け」と受け止められていたが、未曾有の大震災に際し全国から大学生をはじめとするボランティアが1年間で約138万人、避難所の運営支援、救援物資の搬出・搬入、清掃、炊き出しなど多岐にわたって活動し、マスコミ報道でも多く取り上げられた。しかし、ボランティアが被災地に混乱をもたらしたとする一部意見が出て、地域の社会福祉協議会の立ち上げるセンターが受け入れるというコントロール体制になった。

NPO法の成立を導く良い側面もあったのだが、2011年の東日本大震災時はボランティアの「自己完結」「自己責任」などが要求され、本来の自由さが阻害され、本格的な活動が1か月以上も遅れた。さらに、今年1月の能登半島地

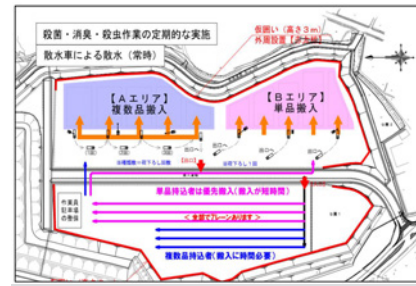


図4 人吉市の仮置場レイアウトイメージ図(ピンク色がファストレーン)

震でも、「ボランティアはしばらく来ないで」という不思議な呼びかけがあり、復旧は大幅に遅れている。筆者の持論は「災害ボランティアは発生後、速やかに被災地入りし自由に活動すべき」である。もちろん、「被災者に寄り添う」という大原則は当然のことなのだが。

筆者は神戸学院大学現代社会学部社会防災学科教授としてこの10年間、全国各地のボランティア活動に学生たちと一緒に訪れた。その数は数十回に及び、東日本大震災の被災地・石巻市などの津波被害からの復旧や、2016年の熊本地震、2018年西日本豪雨など多くの地震、水害の被災地を訪れた(写真3)。

この体験から、災害廃棄物の処理にボランティアの力を借りるべきだと考え、2019年から委員を務めている環境省の災害廃棄物対策委員会の地域間ワーキンググループでも、ボランティアの活用を提言してきた。筆者が過去に参加したボランティアセンターでは、災害廃棄物処理についての説明が一切なかったため、分別や仮置場などを説明したチラシを作成するように提言したところ、最近になって、取り入れる自

治体が増えている。

ボランティアの手を必要とする災害は、地震と水害、噴火などがある。津波を伴う大地震と直下型地震とでは、活動の内容が大きく違ってくる。ここでは、川が溢れて住宅に土石流が流れ込んだ水害と、地震の後津波で押し流されたケース、大きな揺れで住宅が倒壊した3つの型のボランティアについて紹介したい。

1. 水害

水害には、大雨によって河川が決壊したり溢水したりして、河川の近くにある住宅が水に浸かり床上浸水などに見舞われるケースと、住宅近くの山が土砂崩れを起こして住宅を飲み込むように壊すケースに分かれる。前記のケースでは、ボランティアの活動は、水に浸かった家具や畳を外に運び出し、床下に溜まった泥を除去する作業が主体となる。例えば約200㎡の住宅でも、床下に溜まった泥を完全に除去するには、大人10人がまる1日以上かかると考えてよいほどの重労働だ。さらに、土砂崩れで多くの土砂や樹木が住宅内に入り込んでいるケースでは、より多



写真3 被災者の住宅の片づけをする学生ボランティア 筆者撮影



写真4 福岡県朝倉市でのボランティア活動 筆者撮影

くの人手と時間が必要だ。畳屋や家具を運び出して乾かしている間に、床拭きをするのだが、これは何度拭いても砂が浮かび上がってくる。そうして乾いた後、消毒液を散布しなければならない(写真4)。

2. 津波を伴った地震

2011年の東日本大震災が典型的だ。東北地方を中心に襲った大地震は、数十分から数時間後までの間に、多くの地域に大津波が襲った。この地震では、揺れによる建物の倒壊などはほとんどなかったと報告されているが、遼上波も入ると最大で30m以上の津波が襲い、遼上距離は10kmを超えた地域もあった。こうした地区のボランティアは水害のケースに似ている。一般的に、津波の勢いは水害の河川溢水に比べるとはるかに強く、住宅が津波によって押し流されているケースが多い。このため、被災から時間が経っていないときのボランティア活動は、住宅後や道路、側溝などに溜まった土砂を取り除く作業が多い。その後で、津波から残った住宅1戸1戸のケアだ。よって、水害より長期の作業が必要となる。

3. 直下型地震

阪神・淡路大震災や2016年の熊本地震などがある。大きな揺れで、傾いた住宅の中に残った家具や壊れた食器その他を運び出す作業が主だ。最大のポイントは、危険な作業を伴うということだ。地震により多くの建物が、立ち入り禁止(赤)か立ち入り注意(黄)だ。本来なら、立ち入り禁止住宅にはボランティア活動は出来ず、立ち入り注意の住宅でも、応急危険度判定士ら専門家の指導の下で活動できるものだが、多くの現場で、ルーズに活動が行われているのが現状だ。能登半島地震でも同様の注意が必要となる。

この際に、住民たちがボランティアに軽トラックなどでの災害廃棄物の搬入を求められることがあるが、当時は廃棄物処理についての詳しい説明を受けていなかったのが、戸惑った記憶がある。その時に役立ったのが西原市の仮置場の見取り図だった(写真5)。

また、ボランティアで一緒に行った女子学生がつぶやいた一言が今も忘れられない。「ごみを捨てることや家の中を片づけることに夢中になって、その家に住んでいる人の気持ちをつい忘れて

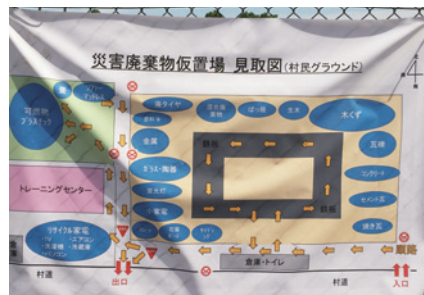


写真5 西原市の災害廃棄物仮置場 見取図 筆者撮影

てしまう」。ボランティアをしながら、他のボランティアが何の悩みもなく家財道具をポンポンと運び出して、捨てる姿を見て、心が痛くなったという。最終的に災害廃棄物となったごみも、初めからごみではないということをかみしめなければならない。

マスコミ報道に求められるもの

大災害時にはボランティアの力は非常に有用である(図5)。災害ごみの搬出にも当然、大きな力となる。ボランティアの人たちにわかりやすく、有用なチラシをボランティアセンターなどに

用意して、活動前に説明すべきで、新聞・テレビなどのマスコミもこうした取り組みを報道すべきである。さらに、発災後しばらくして、災害廃棄物のごみ

東日本台風

災害ボランティアセンターを通じた約19.7万人のボランティア及び約450の支援団体が活動を実施

床下の泥の撤去 (宮城県丸森町)



りんご農園の泥の撤去 (長野県長野市)



・千曲川が破壊した長野市では、市民、ボランティア、NPO団体等、国、県、市の行政、自衛隊が協働し、泥や災害廃棄物を被災地区から撤去するOne Nagano(ワンナガノ)と呼ばれるオペレーションを実施。
・官民の被災者支援活動の連携における顕著な好事例。



赤沼公園(集積地)



自衛隊による撤去作業

図5 令和元年台風第19号におけるボランティアとの連携支援例⁶⁾

の山を映し出して批判するだけでなく、平時から災害発生時のごみの問題に取り組み、事前の心構えやシステムを住民に報せることに留意すべきである。

参考文献

- 1) 神戸市：阪神・淡路大震災「1.17」の記録、<https://kobe117shinsai.jp/area/nada/b070.php> (閲覧日 2024年1月26日)
- 2) 神戸市：阪神・淡路大震災「1.17」の記録、<https://kobe117shinsai.jp/area/chuo/c190.php> (閲覧日 2024年1月26日)
- 3) 環境省：災害廃棄物対策情報サイト、災害廃棄物処理体制と業務(リーフレット)、http://kouikishori.env.go.jp/guidance/leafret/pdf/structure_and_operations.pdf (閲覧日 2024年1月26日)
- 4) 環境省：災害廃棄物対策情報サイト、自治体の災害廃棄物対策の推進に向けて、モデル事業を通じた自治体の災害廃棄物処理対策の充実、4. モデル事業を通じて支援を行った自治体、(5) その他モデル事業、令和2年度近畿大阪府3自治体、京都府2自治体、和歌山県2自治体、http://kouikishori.env.go.jp/strengthening_measures/municipal_measures/pdf/municipal_measures_r02_osaka_kyoto_wakayama.pdf (閲覧日 2024年1月26日)
- 5) 環境省 災害廃棄物対策室：災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル、第1版：平成31年3月(2019)
- 6) 内閣府 政策統括官(防災担当)：災害廃棄物処理における災害ボランティアの活動(2021)